

第三回 大名行列

江戸情緒たつぷりに



昭和五十七年復活した大名行列は、回を重ねることに八朔まつりの最大イベントとして盛り上がりを見せています。

真夏日を思わせるような当日、賄方の「出達」を合図に道中歌が始まり、拍子木を先頭に百メートルに及ぶ行列は古式にのっとり高尾町通りを巡行、沿道には一万人を超える見物客それにカメラを手にした大勢の方が奴さん、侍等のシャッターチャンスを追いつ

家庭でできる

排水対策

川をまもるため

私達にできることは
なんだろう？

最近、河川の水质の状況は総体的には横ばいの傾向ですが、人口集中地域を流れる都市河川では汚れが進んでいるところが多く見られます。河川の汚れは、工場や事業場か

らの排水が原因だと考えがちですが、家庭排水もその大きな原因の一つになっています。工場や事業場からの排水については、法律等により規制されていますが、家庭排水については、規制がされていないことや生活水準の向上や生活様式の多様化などにより、年々河川に与える影響が大きくなっているものと考えられます。

かけていました。力強い赤熊の演技や優美なお姫様の一行が近づくと思わず身体を乗り出す光景がしばしば。また沿道の声援に励まされ、大きな掛声で前方にいらっしゃる大将にならって巡行している弓、鉄砲、槍組の小学生の姿がとても印象的でした。

例年より比較的長く暑かった夏もこのまつりをさかいに季節の移り変わりを感じさせます。

出演者並びに関係団体の方の御協力に感謝申し上げます。末長く郷土のメインのまつりとして継承されてゆく事を期待します。

は特に注意することが必要です。

- 一、家庭排水中の汚濁物質の流出防止
 - 調理くずや食べ残しは流さないようにしましょう。
 - 天ぷら油などは水に流さないようにしましょう。
- 一、地域等で行う実践活動などの参加協力
- 一、し尿浄化槽の維持管理の励行と法定検査の実施
- 一、無リン洗剤の使用

保健環境課環境係
☎(三)一一一一 内線二四九九

都留市火災予防条例の

一部改正

都留市消防本部

火災予防条例の一部が七月一日付で改正になり、十月一日から施行になりました。

改正の概要は次のとおりです。

- 一、灯油・重油等の液体燃料を使用する火気使用設備、器具（ふろがま・ストーブボイラー等）を設置する場合、周囲から離すべき距離がそれぞれ大きき等により細かく定められました。
- 二、新しく気体燃料（プロパンガス等）を使用する火気使用設備・器具の設置についても、液体燃料と同様に設置基準を具体的に示し、さらに個々の設備・器具ごとの設置方法が定められました。
- 三、気体燃料や液体燃料を使用する風呂釜に、空たき防止装置をつけるよう定められました。
- 四、煙突については、火を使用する設備に附属する煙突として独立した規定が設けられました。
- 五、喫煙等の制限について、火災が発生した場合に人命等に危険を生ずるおそれのある場所においては、喫煙できないこととされていますが、これに百貨店等の売場などが加えられました。
- 六、特殊可燃物（わら・ゴム木毛等）のうち常圧下において可燃性ガスを大気中にしん出する性質を有する合成樹脂類（発泡性ポリスチレンビーズ等）の屋内における貯蔵取扱の基準が明文化されました。
- 七、石油類の取扱い等について違反すると罰則がかけられていますが、この罰則が強化されました。

詳細については、都留市消防本部予防係 ☎(三)三三四一に問い合わせ下さい。